

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
6月19日  
(金曜日)

## 目次

○告示	1
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)	1
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)	1
道路の区域の変更(道路整備課)	1
県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(会計課)	2
○公告	7
国土調査の成果の認証(政策企画課)	7
契約の締結(情報企画課)	7
大規模小売店舗立地法第6条第一項の規定による届出(商政課)	8
大規模小売店舗立地法第6条第二項の規定による届出(商政課)	8
土地改良区役員の届出(農村整備課)	9
○雑報	10
県報の正誤(平成二十六年四月一日山口県訓令第5号ほか一件)	10
<b>山口県告示第百二十九号</b>	
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第一項の規定による同意があったと認めたと	



平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
奈古区域 浮島区域 白木、森野区域		小型定置網漁業 船びき網漁業 主として沖建網を使用して営む漁業 船びき網漁業	

### 山口県告示第百二十号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 対象船舶  
漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第百十条第二項に規定する瀬戸内海以外の海面を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第一号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。)
- 二 申請期間  
平成二十七年七月三日から同月十三日まで

### 山口県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道  
路 線 名 二六二号  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市宮野下字東道祖ヶ埵一七五七の二地先から同市宮野下字道祖ヶ埵一七四〇の一七地先まで	最狭 五〇・〇〇	最狭 二九・〇〇	最狭 四六・五〇	七六・六	

山口県告示第二百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十七年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあつては契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級)に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただし、県庁舎等の清掃業務の委託に係る競争入札参加資格の格付は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)(第十二条の二

第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者(以下「建築物清掃業者」という。)(についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する営業年度の直前の営業年度(決算が申請日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している直前の営業年度)の決算(以下「直前決算」という。)(における自己資本額(法人にあつては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金の額とする。)(

2 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)(

3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価格

4 申請日の前日における営業(建築物清掃業者にあつては、清掃業務)に従事する職員の数

5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者(以下「県内業者」という。)(又は建築物清掃業者にあつては、申請日の直前の六月一日における障害者の雇用の状況

6 申請日の前日までの営業年数(建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るものに限る。)(

7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高(建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額)

8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)(第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)(の策定及び届出の有無

10 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(三) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から平成二十九年九月三十日までの間とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期は、平成二十七年七月十日以降随時とする。
  - (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
  - (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
    - 1 法人にあつては登記事項証明書(外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)
    - 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
    - 3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書
    - 4 営業所の所在状況を記載した書類
    - 5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類(建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し)
    - 6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
    - 7 一の(二)に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し
    - 8 一の(二)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
    - 9 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)
    - 10 1から9までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
  - (四) 申請書等の作成に用いる言語等
    - 1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
    - 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十七年財務省告示第二十七号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 三 官公需適格組合の特例
- 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づく事業協同組合で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請

- 書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。
- 四 資格審査の結果の通知
    - 資格審査の結果は、申請者に通知する。
  - 五 審査事項等の変更の届出
    - 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に二の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- (一) 住所
  - (二) 商号又は名称
  - (三) 代表者の氏名
  - (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
  - (五) 代理人

別記

第1号様式

( 表 )

新規・継続	登録番号		※受付番号	
-------	------	--	-------	--

※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
 申請者 住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 (印)  
 (電 話 局 番)  
 (ファクシミリ 局 番)

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する製造の請負  
 物品等の買入れ  
 業務の借入  
 の委託  
 業務の委託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する営業種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
	第5希望												
	(2) 業務の委託（清掃業務の委託を除く。）												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
第5希望													
(3) 清掃業務の委託													
	営 業 種 目			営業比率		営 業 種 目			営業比率				
	清 掃 業 務			%					%				
						計			100				

(裏)

※	※資格区分					
② 自己資本額						千円
※						
③ 流動比率	流動資産(千円) / 流動負債(千円) × 100 =					%
※						
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)		
	機 械 装 置	千円	千円	千円		
	車 両 運 搬 具					
	工 具 ・ 器 具					
※	計					
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に係る資格、免許等を有する職員	資格、免許等の名称	人 数	
	人	人			人	
※						
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数	人 数	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数
		人				人
※						
⑦ 営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 間	
※						
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 間	
※						
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直前2年の売上高		直前1年の売上高		年間平均売上高	
	千円		千円		千円	
※						
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直前2年の契約金額		直前1年の契約金額		年間平均契約金額	
	千円		千円		千円	
※						
⑪ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無			
※						
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無		環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無	
※						
山口県との取引をする支店等	名 称				郵便番号	
	所 在 地				電 話	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
	名 称				郵便番号	
	所 在 地				電 話	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
	名 称				郵便番号	
	所 在 地				電 話	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
※ 参加停止の期間						

注 / 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。  
 2 ※印欄は、記入しないこと。  
 3 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。  
 4 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。  
 5 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者の場合又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。  
 6 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。  
 7 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 又は名称 代表者 氏名

⑪

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。また、入札参加資格取得後においては、同基準第15号から第21号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

- 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋  
(暴力団排除)
- 15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
  - 16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
  - 17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - 18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
  - 21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第15号から第19号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、業務委託契約又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第15号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、申請者の使用人として「与えた」とあるのは「与えている」と、第17号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、第18号中「暴力団」とあるのは「暴力団員」と、第20号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第21号中「暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等」とあるのは「を」と読み替えるものとする。備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号 住所

商号又は名称 代表者氏名

(電話) 話 局 (番) 番

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更年月日	変更の内容及後	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあつては、「届出者」欄への押印は要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(一八三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第一項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山陽小野田市	平成二十五年五月二十四日から平成二十六年九月二十九日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田、北竜王町、高栄三丁目、新沖一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目及び港町の各一部

二 認証年月日

平成二十七年六月十九日

(一八四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量  
サーバ用カット紙プリンタ 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社「ECC」 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

- 六 契約金額  
二千八百六十万五千九百六十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

（一八五）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十七年六月十九日から同年十月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 レッツ光ショッピングセンター  
所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社ミコー食品 岩田市周東町上久原三三四の五 松田 清治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	株式会社ミコー食品	食品館レッツ光店	レッツ光ショッピングセンター
	昭和食品株式会社	昭和食品株式会社	—
	塩村 聡一	塩村 聡一	—

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

酒倉遠崎株式会社	酒倉遠崎株式会社	—	—
株式会社田中商事	株式会社田中商事	—	—
栗屋 幸治	栗屋 幸治	—	—
マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社	—	マックスバリュ西日本株式会社
有限会社ANGEL	有限会社ANGEL	—	有限会社ANGEL
株式会社しまむら	株式会社しまむら	—	株式会社しまむら
株式会社セリア	株式会社セリア	—	株式会社セリア
マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社	—	広島市南区段原南一丁目三番五二号
有限会社ANGEL	有限会社ANGEL	—	柳井市南町七丁目八番五号
株式会社しまむら	株式会社しまむら	—	さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
株式会社セリア	株式会社セリア	—	岐阜県大垣市外濑二丁目三八
マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社	—	加栗 章男
有限会社ANGEL	有限会社ANGEL	—	栗屋 幸治
株式会社しまむら	株式会社しまむら	—	野中 正人
株式会社セリア	株式会社セリア	—	河合 映治

- 四 届出年月日  
平成二十七年六月三日
- 五 変更年月日  
平成二十七年六月二十三日

（一八六）大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年六月十九日から同年十月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 レッツ光ショッピングセンター  
 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ミコー食品 住 岩国市周東町上久原三三四の五  
 代表者の氏名 松田 清治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスパリュ西日本株式会社	午前七時
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午前六時三〇分から翌日の午前零時一五分まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午前七時から午後一時まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午前七時から午後五時まで

- 四 届出年月日  
 平成二十七年六月三日
- 五 変更年月日  
 平成二十七年六月二十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 レッツ光ショッピングセンター  
 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治
- 三 変更に係る事項の概要  
 荷さばき施設の位置
- 四 届出年月日  
 平成二十七年六月三日
- 五 変更年月日  
 平成二十七年六月二十三日

(二八七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成二十七年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
理事	下関市菊川町土地改良区	理事	林 哲也	下関市菊川町大字日新三三五
〃	〃	〃	長田 仁志	菊川町大字檜崎四九三
〃	〃	〃	藤山 敏雄	菊川町大字東中山一四九
〃	〃	〃	浅野 東雄	菊川町大字久野一九三の三
〃	〃	〃	加藤 實雄	菊川町大字吉賀六九六の四
〃	〃	〃	伊藤 真一	菊川町大字七見七八の二
〃	〃	〃	内田 久晴	菊川町大字下岡枝一九四の三
〃	〃	〃	池田 薫	菊川町大字上岡枝一五六九
〃	〃	〃	安永 敏雄	菊川町大字下大野五〇五の六
〃	〃	監 事	中原 幸雄	菊川町大字上田部七四五
〃	〃	〃	山名 淳男	菊川町大字貴飯一三四一
〃	〃	〃	藤谷 徹也	菊川町大字下岡枝五六八
二 退任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所

